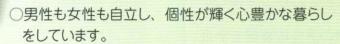
男女共同参画社会が実現すると・・・



○家族全員がお互いに協力して、家事・子育て・ 介護などを行い、明るく楽しい家庭生活を送って います。





学校 では… ○一人ひとりが個性や能力を伸ばし、社 会で活躍できる人材が育っています。

○進学や就職において、男女を問わず個 人の適性を尊重した進路選択がなされ ています。



地域

○地域活動やボランティア活動に男性も女性も主体的に関わり、住みよい地域づくりに参画しています。

○子育てや介護などを地域全体で応援し、安心・ 安全で元気な地域づくりが進められています。



職場では…

○男女ともに仕事と家庭 地域生活の両立が可能 な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っ ています。

○一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力 を十分に発揮して、いきいきと活躍しています。



男女共同参画に関するお問い合わせ

草津市 人権センター 男女共同参画担当

〒525-0027 草津市野村3-1-18 TEL:077-565-1550 FAX:077-563-7070 メールアドレス:jinkence@city.kusatsu.lg.jp

平成21年4月1日スタート!!

「草津市男女共同参画推進条例」

明るい未来へ一歩前進!

が多様性を 認め合う社会へ



平成21年4月1日からスタート四 「草建市男女共同参画推進条例」

市は、平成20年12月、「草 津市男女共同参画推進条 例」を制定しました。

原案は専門家や公募市 民などで構成される草津市 男女共同参画推進懇話会 で検討されました。難しい 法令用語や馴染みのない用 語をできるだけ平易な表現 に改め、市民にわかりやす く身近に感じてもらえるよう 条文を工夫しています。

考え方(基本理念、条例第3条)

男女共同参画社会の実現のために 必要な8つの決めごと

1. 男女の人権の尊重

一人ひとりが自分の個性と能力を十分に発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。

事業者

男女共同参画についての理

解を深め、職業生活と家庭

生活が両立できるよう職場

の環境づくりに努めましょ

市民

男女共同参画についての理解を深め、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めましょう。

T

基本理念を掲げ、男女共同 参画社会を実現していくた めに市民などから意見を取 り入れ、関係者と協働して 取り組みます。

協働

みなさんの役割

(義務と責任、条例第4条~第8条)

教育にかかわる人

男女共同参画社会の形成に 果たす教育の重要性を深く 理解し、教育・保育に努め ましょう。

各種の団体

男女共同参画についての理解を深め、その活動を行うにあたり、男女共同参画の推進に努めましょう。

2. 社会の制度や慣行の見直し

社会における制度や慣行のなかには、男女の社会における活動の自由な選択に影響をおよぼすものがあります。そのため、それらの制度や慣行を見直す必要があります。

3. 方針の立案や決定に参画す る機会の確保

男女共同参画社会を実現するには、各分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に男女がともに参画できる機会を確保する必要があります。

4. 家庭生活と社会生活の両立

男女共同参画社会を実現するには、家族を 構成する男女が互いに協力するとともに、社 会の支援を受けながら、家庭生活と働くこ と、学校に通うこと、地域活動などの両立を 図るようにすることが重要です。



5. 家族の構成の多様性の尊重

家族の構成には単独世帯、ひとり親世帯、男性だけあるいは女性だけの世帯などさまざまな形態があることを理解し、それぞれの家族の状況や意思が尊重される必要があります。

6. 生涯にわたる健康な生活の営み

男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分 理解し、思春期、高齢期など生涯を通じて 健康が確保されることが重要です。また、差 別、強制や暴力によることなく、男女の対等 な関係のもとに、互いの性を理解し合い、 自らの意思が尊重されることが必要です。と くに妊娠や出産をその身に担う女性の意思 を尊重することは重要です。

7. セクハラとDVの根絶

セクハラやDVは、被害者の人権を著しく害 するものであり、男女共同参画社会を形成 していくうえで克服すべき重要な課題です。

8. 国際社会の取組と同調

男女共同参画の推進は、国際社会における 取組と密接に関係していることを理解し、世 界的視野のもとで行うことが重要です。

2つの行為を制限 (男女共同参画の推進を阻害する行為の制限、条例第9条、第10条)

●性別による人権侵害の禁止

何人も、社会のあらゆる場において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの行為を行ってはなりません。

❷市民に広く表示する情報に関する配慮

何人も、市民に広く表示するあらゆる情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを助長する表現その他不必要な性的な表現を用いてはなりません。

用語の説明 (定義、条例第2条)

男女共同参画

男女が性別にかかわりなく、自らの意思によって社会のあらゆる分野で対等に活動する機会が確保され、そのことによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。

劦働

共通の目標に向かって協力して行動してい くことをいいます。

市民

市内で暮らす人または市内に通勤もしくは 通学する人をいいます。

事業者

市内において営利または非営利を問わず、事業を行う個人または法人をいいます。

各種の団体

市内において、自治会、PTAなどによる 地域における活動、ボランティア活動など を行う団体をいいます。

教育にかかわる人

市内において、学校教育、社会教育、保育などにかかわる人をいいます。

セクハラ (セクシュアル・ハラスメント)

次のことをいいます。

- ①性的な発言または行動により相手に不快 感を与えること。
- ②性的な発言または行動により相手の仕事 または生活の環境を害すること。
- ③性的な発言または行動を受けた被害者の 対応によって、加害者が被害者に対し不 利益を与えること。

DV (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦、恋人などの親密な関係にある人また はあった人からの身体的、心理的、性的ま たは経済的な苦痛を与える暴力的な行為そ の他心身に有害な影響をおよぼす発言また は行動をいいます。

※条例第2条では、他に「積極的改善措置」を定義 しています。